

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

訪問看護ステーションさくら（以下、「事業所」という）は、令和6年9月1日より利用者の診療情報等を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、訪問看護医療 DX 情報活用加算として月1回に限り50円を所定額に加算いたします。

- (1) 事業所は、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用について電子情報処理組織の使用による請求を行います
- (2) 事業所は健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有します
- (3) 医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を実施いたします

